

岡山市保健福祉会館で使用する電気

質問と回答

岡山市総務局総務部庁舎管理課

No	質問	回答
1	<p>2024年度に、発電側課金の導入等による託送料金の見直しが予定されています。</p> <p>そこで、弊社が落札した後、弊社要因ではなく外生的な要因(託送供給約款の変更、法令の制定もしくは改廃)で、契約書締結前に電気契約要綱または料金変更を変更する必要が生じた場合、弊社はお客さまへお知らせしたうえで、契約金額を変更させていただけますか。</p> <p>また、契約書締結後に上記変更が生じる場合を想定し、以下の文言を契約書に追加させていただけますか。</p> <p>乙(供給者)は、この契約の締結後、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、電気契約要綱または料金表を変更する必要が生じた場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、契約金額を変更することができる。</p>	<p>契約金額は落札額のとおりとします。ただし、契約締結後の契約金額の変更については、契約書(案)第2条第2項のとおりです。ご質問の文言を追加することはできません。</p>
2	<p>契約書に以下の文言を追加させていただけますか。</p> <p>乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。</p>	<p>契約金額の変更については、契約書(案)第2条第2項のとおりです。ご質問の文言を追加することはできません。</p>
3	<p>弊社が落札した場合、弊社が定める電気契約要綱及び標準料金表に基づき、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を算出します。ご了承いただけますか。</p>	<p>入札説明書11契約書の作成に関する事項(1)のとおりです。</p>
4	<p>仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか(成立しますか)。成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則(違約金の支払い等)はありますか。</p>	<p>開札後落札者を決定するまでの間については、入札説明書6入札の失格に関する事項(5)のとおりです。落札者の決定後、契約を締結するまでの間については、岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア若しくは第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止となった場合は、原則として契約を締結しません。岡山市指名停止基準については次のページでご確認ください。</p> <p>https://www.city.okayama.jp/jigyosha/cmsfiles/contents/0000012/12366/shimeiteishi0404.pdf</p> <p>指名停止を理由として契約を締結しない場合の罰則規定はありません。</p>
5	<p>参加資格確認申請書類「指名停止等措置状況調書」について、提出時点の岡山市以外の公共機関から指名停止等の措置を受けている状況を確認するための調書と考えてよろしいですか。</p> <p>万一、複数の機関から指名停止等の措置を受けている場合は、すべての機関について記載が必要ですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

岡山市保健福祉会館で使用する電気

質問と回答

岡山市総務局総務部庁舎管理課

No	質問	回答
6	請求書の表記(2024年〇月分)について、弊社の料金算定の都合上、2024年4月1日から2024年4月30日まで使用した電気料金は、2024年4月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は2024年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。	燃料費等調整については、入札説明書11契約書の作成に関する事項(1)及び契約書(案)第10条第3項のとおりです。詳細については落札決定後に協議します。
7	弊社では1需要場所に対して1枚の適格請求書を発行いたしますが、1需要場所の請求を按分し複数のご使用者様へ分割して請求する必要はありますか。その場合の請求書は適格請求書に該当しませんがご了承いただけますか。	分割請求はありません。
8	No.7の対応が不要な場合であっても、1需要場所の料金を複数箇所から支払われる可能性はございますか。	複数箇所から支払われることはありません。
9	入札書郵送用指定封筒を郵送する際は、2重封筒にする必要はありますか。	二重封筒にする必要はありません。
10	入札書及び入付属書はホチキス止め、割印等のご指定はございますか。	ホッチキス止め、割印等は必要ありません。
11	契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となることをご承知いただけますか。	契約書(案)第8条に記載のとおりです。
12	力率に応じた割引又は割増料金について、基本料金「小計A」を算出する際に含め、計算方法を「割引料金の積算方法」に記載するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	弊社が確認対象者となった場合、「電気事業法第2条の2に基づく小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し」に関しまして、弊社はみなし小売電気事業者であり、経済産業省から小売電気事業者登録に係る通知が発行されていないため、小売電気事業者一覧を公開している同省ホームページURLを記載した上申書(代表者印あり)にて対応させていただきたいのですが、問題ございませんでしょうか。(他機関の案件においても同様の対応を実施しております。)	電気事業法第2条の2に基づく小売電気事業の登録を受けていることを証明することができる書類であれば問題ありません。